

申請及び届出等の押印義務を廃止しました!!



令和3年6月1日から、住民等の負担を軽減するとともに、行政手続きのオンライン化を推進するため、消防関係の各種申請及び届出等の押印義務を見直しました。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部ホームページアップ  
されている申請・届出用紙について、印を削除したものを掲載しています。

○令和3年6月1日以降、押印のある申請及び届出書も当分の間受付します。